

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

日本経済は、輸出や民間設備投資等の拡大により、景気回復基調を保ちながら推移しているが、需要拡大の効果は大企業に集中する構造になっており、地域間・企業規模間における格差が拡大している。

雇用情勢は、完全失業率の改善が見られるものの、依然として4%台の高水準で推移しており、加えてフリーターやニートといった若年者の雇用問題も深刻化している。

また、パートタイム労働者比率の上昇などにより、全体の賃金水準が低下する中、賃金の規模間格差も拡大している。

最低賃金制度は、このような格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであり、有効に機能させるために地域別最低賃金を改善することは重要な課題である。

よって、国においては、平成17年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定にあたり、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、一般労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。

2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月22日

綾瀬市議会議長 中村 清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

経済建設	総務			付託委員会 番号	陳情の審査結果
	37	36	39		
の陳情	神奈川県最低賃金改定等に関する陳情	食料・農業・農村基本計画およびWTO・FTA農業交渉等に関する陳情	「市場化テスト」反対、地域経済等に悪影響を及ぼす「給与見直し」に反対する意見書採択を求める陳情	定率減税縮小・廃止の中止、消費税の大増税をやめさせるための意見書採択を求める陳情	件名
趣旨了承	17・3・7	17・3・7	17・3・8	17・3・8	審査結果日

「声の市議会報あやせ」を

インターネットでも開始

市議会報あやせには、この印刷版以外にもテープに録音した「声の市議会報あやせ」があります。これは、市内のボランティアグループ「市録音赤十字奉仕団コスモスの会」の協力によって、目の不自由な方に議会の情報をお知らせするためのものです。

なお、録音テープの貸し出しは、議会事務局でも行っています。また、市ホームページ（www.city.ayasekanagawa.jp）の市議会のコーナーでは、従来のPDF版に加えて二月十五日発行の第126号から音声版も開始しました。ぜひご利用ください。

詳しいことは、次の連絡先まで
社会福祉協議会あやせ
ボランティアセンター
（福祉会館内） ☎70-3210



議員の暑中見舞状等の禁止

議員は、公職選挙法により市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



6月定例会は、6月3日から21日まで開かれる予定です

審 議 日 程	
3日(金)	本会議(議案審議)
8日(水)	教育福祉常任委員会
9日(木)	経済建設常任委員会
10日(金)	総務常任委員会
13日(月)	基地対策特別委員会
16日(木)	本会議(一般質問)
17日(金)	本会議(一般質問)
21日(火)	本会議(委員長報告~採決)

あなたも傍聴してみませんか

本会議は、簡単な受け付けだけで傍聴できます

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出しいたします
- ・なお、資料は10部ですので窓口での申し込み順となります
- ・一般質問の日には、市民ホールでテレビで本会議場の内容をモニター放映しています
- ・審議日程は状況によって変更することがありますので、議会事務局までお問い合わせください
- ・開会時間は午前9時、21日(火)は9時30分になります

お問い合わせは、議会事務局

☎0467-70-5644 まで
E-mail: su3110@city.ayase.kanagawa.jp